

【復興交付金事業計画の総合的な実績に関する評価様式】

|  |                               |         |                   |
|--|-------------------------------|---------|-------------------|
| 計画名称   | ひたちなか市復興交付金事業計画               |         |                   |
| 計画策定主体   | ひたちなか市・茨城県                    |         |                   |
| 計画期間   | 平成 23 年度～令和 2 年度              |         |                   |
| 計画に係る事業数   | 20                            |         |                   |
| 計画に係る事業費の総額  | 2,794,215 千円（国費 2,092,555 千円） |         |                   |
| 東日本大震災による被害の状況に対応した復興まちづくりの現況<br>（被災状況）  |                               |         |                   |
| <p>東日本大震災により、本市では震度 6 弱を観測し、電気や上下水道などのライフライン機能の停止や道路及び建物の損壊、津波による海岸付近の漁港や家屋等の冠水など市内の至る所で甚大な被害が発生した。市内の建物の損壊は 8,000 件を超え、人的被害においても死者が 2 人出るなど、本市の様々な活動に大きな影響を及ぼした。</p>  |                               |         |                   |
| 1. 人的被害  |                               |         |                   |
|  | 区 分                           | 人 数     |                   |
|  | 死 者                           | 2 人     |                   |
|  | 負傷者                           | 28 人    |                   |
| 2. 建物被害  |                               |         |                   |
|  | 区 分                           | 件 数     | うち浸水件数            |
|  | 全 壊                           | 195 件   | 床上 26 件, 床下 8 件   |
|  | 大規模半壊                         | 223 件   | 床上 57 件, 床下 7 件   |
|  | 半 壊                           | 942 件   | 床上 261 件, 床下 14 件 |
|  | 一部損壊                          | 7,141 件 | 床下 155 件          |
| 3. 最大避難者数 9,539 人  |                               |         |                   |
| （現況）   |                               |         |                   |
| <p>本市では、東日本大震災からの計画的な復興を目指し、平成 24 年度から平成 27 年度を計画期間とするひたちなか市復興計画を策定した。計画においては、「防災力の強化」「災害時の安全安心の確保」「産業の活性化」「地域の活性化」「再生可能エネルギーの導入」の 5 つの柱を復興に向けた方針とし、それに基づき各種の取組を進めた。</p> <p>本市の経済状況は、上記計画に基づく取組の成果もあり、商工業や観光業等において震災前の活況をおおよそ取り戻しており、特に観光入込客数については、新型コロナウイルス感染症の影響が広まる前の令和元年において、震災前よりも約 85 万人程度上回る結果となった。</p> |                               |         |                   |
| 復興交付金事業計画における主要な事業結果の概要  |                               |         |                   |
| ① 市道湊 1-1 号線法面保護工事   |                               |         |                   |
| <p>津波及び液状化の影響で大規模な亀裂や地盤沈下が発生し、法面の崩落が確認された市道湊 1-1 号線において、法面の崩壊を防ぐために軽量盛土工法（EPS 工法）による保護工事を実施し、安全性の確保を図った。</p>   |                               |         |                   |

② ひたちなか市造成宅地滑動崩落緊急対策事業（馬渡地区）

本郷台団地及び東中根団地において、水田や谷地などを盛土した造成地に被害が生じ、地盤の大規模な滑動崩落が発生したため、その修復及び今後の地震などの際の被害軽減を目的として、盛土土塊の末端のスベリを抑制する抑止アンカー工や押え盛土工を実施した。

③ 那珂湊地区液状化対策事業

那珂湊地区の広範囲で液状化被害が生じ、地盤沈下による公共施設や家屋等の被害の発生など、市民の日常生活に様々な影響を及ぼした。今後起こりうる液状化被害を軽減するために液状化に関する地盤の調査を行い、それを踏まえて液状化対策を検討した結果、住民の意向なども考慮し液状化ハザードマップを整備する方針を決定した。

④ 湊公園津波避難路整備事業

本事業で整備対象となっている通路は、海門町地区において災害発生時に高台である湊公園へ最も早く避難できる通路であるが、震災により被害を受けたため、復旧を行うとともに災害時に安全に避難できるよう再整備を行った。

⑤ 避難誘導看板の設置

今後津波が発生した時に備えて、津波の注意喚起や津波発生時の避難経路の誘導を目的とした電柱看板 200 箇所及び避難誘導看板 7 箇所の設置を那珂湊地区において行った。

⑥ 漁港環境整備事業

県内有数の観光地であり、市民の台所でもある那珂湊おさかな市場が所在する那珂湊漁港区域において、来訪客と海とのふれあいの場である 3 か所の公園施設が震災で被害を受けたことから、施設の復旧及び来訪客などの利便性、安全性確保などを目的として整備を実施した。

⑦ 災害公営住宅整備事業等

震災による被災者の居住の安定確保を図るため、勝倉地内において、災害公営住宅（勝倉アパート）を建設した。

⑧ ひたちなか市造成宅地滑動崩落緊急対策事業（市毛地区）

勝田台団地において、水田や谷地などの脆弱地盤を盛土した造成地に被害が生じ、地盤の大規模な滑動崩落が発生したため、その修復及び今後の地震などの際の被害軽減を目的として、盛土土塊の末端のスベリを抑制する抑止アンカー工を実施した。

⑨ （都）本町釈迦町線整備事業

那珂湊地区において、沿岸から内陸までを結ぶ幹線道路を整備することにより、津波避難経路を確保するとともに、観光施設を有する那珂湊漁港周辺へのアクセス性を高め、震災により疲弊した中心市街地の賑わい創出と地域の復興に繋がった。

⑩ 水産業共同利用施設復興整備事業（公設卸売市場）

本市が開設し那珂湊漁業協同組合が運営する公設卸売市場が震災によって壊滅的な被害を受けたため、施設の復旧及び機能の高度化などを目的として整備を実施した。

⑪ 水産業共同利用施設復興整備事業（那珂湊漁港区域）

那珂湊漁港周辺地域において、那珂湊漁港施設や漁協関係共同利用施設及びお魚市場施設等が震災によって壊滅的な被害を受けたため、施設の復旧及び機能の高度化などを目的として整備を実施した。

⑫ 災害公営住宅駐車場整備事業

災害公営住宅（勝倉アパート）の建設に伴い、入居者のための駐車場を整備した。

⑬ 災害公営住宅家賃低廉化事業

災害公営住宅（勝倉アパート）について、入居者の居住の安定確保を図るため、低廉な家賃で住宅を提供した。

⑭ 東日本大震災特別家賃低減事業

応急仮設住宅等に居住する低所得の被災者が円滑に恒久住宅に移行し、速やかに生活再建ができるよう、災害公営住宅（勝倉アパート）における家賃を一定期間減免した。

⑮ 津波避難所耐震改修事業

津波災害時の避難所として指定されている湊公園ふれあい館（旧名称：那珂湊勤労青少年ホーム）が震災によって体育室棟の窓ガラスが割れるなどの被害を受け、避難所としての使用に支障を来す状態となっていたため、施設の復旧及び耐震性能の強化などの機能の高度化を目的として整備を実施した。

⑯ 津波避難計画策定事業

津波が発生した際に住民や観光客が迅速に避難し、津波被害を最小限に食い止めることができるよう、茨城県が示した津波浸水想定を基に津波避難場所や避難所の再検討及び避難ルートを選定などを行い、津波避難計画を策定した。また、それを基に津波避難マップを作成し、市民に避難ルートなどを周知した。

⑰ 水産業共同利用施設復興整備事業（磯崎漁港区域）

磯崎漁港周辺地域において、市場施設や倉庫等の磯崎漁協が管理するすべての共同利用施設が震災によって甚大な被害を受けたため、施設の復旧及び機能の高度化などを目的として整備を実施した。

⑱ 液状化マップ作成事業

市民が液状化のしくみや危険性を正しく理解し、適切な液状化対策を検討できるよう、那珂湊地区液状化対策事業にて行った調査結果などを基に、液状化に関する危険度や液状化被害の軽減策等を明示した液状化ハザードマップを作成した。

⑲ 津波監視システム整備事業

津波発生時に市民や災害対応業務にあたる市職員等の安全を確保するため、震災時に津波被害を受けた海岸地区3箇所に津波監視カメラを設置した。

⑳ 湊公園津波避難路拡幅事業

那珂湊地区の一部の津波避難路において、幅員等の要因により津波到達時間内での避難が困難であることが判明したため、当該避難路の拡幅工事を実施し、避難場所である湊公園への迅速かつ円滑な避難経路を確保した。

## 復興交付金事業計画の実績に関する総合評価

### ○ 復興まちづくりにおける復興交付金事業計画の有用性、経済性

津波避難関係の諸整備や液状化ハザードマップの作成などについては、今後の災害への備えを強化するものであり、災害に強いまちづくりに向けて有用なものであったと考える。

災害公営住宅の整備や道路の整備、3つの団地の盛土地盤滑落対策などについては、市民の安全安心な生活環境の確保や、地域の防災力の向上に寄与するものであり有用であったと考える。

漁港環境施設や水産業共同利用施設などの整備については、漁港施設の単なる復旧にとどまらず機能の高度化なども行ったことにより、地域のにぎわいの創出や産業の活性化に有用であったと考える。

以上を総合して考えると、復興交付金事業計画は本市の活力あるまちづくりに非常に有用であったと評価できる。

### ○ 復興交付金事業計画の実施に当たり、県又は市町村において改善が可能であった点特になし

### ○ 総合評価

津波浸水想定を活用した津波避難計画の策定から始まり、津波の発生を覚知するための監視カメラの設置や実際に津波災害が発生した際の津波避難路の整備及び津波避難誘導看板の設置、そして避難者を受け入れる避難所の改修など津波災害への一体的な対策を施すことができた。また、災害公営住宅の整備や道路の整備、3つの団地の盛土地盤滑落対策を行うことにより市民の安全安心な生活環境の確保ができ、水産関係施設の整備を行うことにより市内の産業を活性化することができた。様々な分野で本市の復興のためのまちづくりに有用な施策を展開することができたことから、本事業は有効であったと評価できる。

### 評価の透明性、客観性、公正性を確保するための取組

市事業はひたちなか市市民活動課、生活安全課、水産課、道路管理課、都市計画課、公園緑地課が実施し、評価は企画調整課が実施した。県事業は茨城県住宅課、道路建設課が事業を実施し、評価は政策調整課が実施した。事業部局と評価部局を分けて個別・総合評価を行うことで評価の透明性、客観性、公正性を確保した。

### 担当部局

ひたちなか市企画部企画調整課 電話番号：029-273-0111（内線 1312）

茨城県政策企画部政策調整課 電話番号：029-301-2025